

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和４年度）について

令和５年５月２４日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員１５０名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取している。

令和４年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

１ 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公正取引委員会は幅広い取組を実施しており、中小企業の集合体である経済団体としては期待している。公正取引委員会には、この取組の成果が我々に体感できるよう頑張ってもらいたい。【北海道】
- ・ 公正取引委員会がデジタル分野に関して独占禁止法の考え方や実態調査報告書を公表することにより豊富な情報提供を行っているのは、とても良いことである。報告書等で問題となる行為をあらかじめ例示することで、問題点の整理に役立っている。【東北】
- ・ 公正取引委員会のクレジットカードの実態調査が一つの契機となって、クレジットカードのインターチェンジフィーの標準料率が公開される運びとなったことは、消費者としても非常に良いことだと思う。このような、消費者からみて不透明な取引の仕組みを公正取引委員会が解明してくれることを期待している。【関東】
- ・ 最近の公正取引委員会は、YouTube、Twitter等、SNSを利用して分かりやすい情報発信を行おうとしている努力が感じられる。このような広報活動を継続してほしい。【近畿】

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局官房総務課

電話 ０３－３５８１－３５７４（直通）

ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

- ・ 独占禁止法教室における公正取引委員会職員の経験談・実体験のコメントが、公正取引委員会に対する興味や志望する要因になったようで、生徒から非常に好評であった。そのため、学生向けの広報活動は今後も続けていきたい。【中国】

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 農協や漁協は、組合員に対する信用事業において、銀行等の金融機関と競争関係にあるが、組合員としては、事業全体に対するサポートがある農協や漁協からの融資の方がメリットを感じやすいのではないかと。銀行等としても、天候デリバティブのような商品はあるものの、農業や漁業のように天候に左右されやすい業務はリスクが大きいため、手を出しづらく、組合員のニーズを発掘することも難しい。【中部】
- ・ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号。以下「特例法」という。）に関して、消費者のメリットを第一に考える必要があり、地域の金融機関や交通機関の合併、寡占化等によって必要以上に価格が引き上げられるようなことがないよう、公正取引委員会がしっかりと監視すべきである。【四国】
- ・ 銀行の合併の影響で、町中にあるATMの数が半分になり、利便性が低下したと聞いた。公正取引委員会は、ATMの設置に関する条件を付けて銀行の合併を進めるべきであったと思うが、事業者の業務内容にどこまで口を出してよいのか、線引きが難しいとも感じる。合併によるサービスの低下をどのようにして防ぐかについては考えていく必要がある。【九州】

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ カーボンニュートラル、脱炭素社会ということが地球規模の課題となっている。SDGsへの取組に参加する企業が多く見られるところ、環境問題に配慮した製品を製造するにはコストが掛かるので、大企業が下請事業者、中小企業を締め付けることがないように、公正取引委員会には下請法の執行強化をお願いしたい。【北海道】
- ・ 親事業者等との取引において何かあった際に、公正取引委員会に相談するのは正直難しいと感じている。公正取引委員会への相談・申告は、親事業者等と決別する覚悟がないとできないことであるので、それを考えると

なかなか厳しいのではないか。匿名でも情報提供できるとのことだが、親事業者に知られるかもしれないという不安や懸念が下請事業者等にはあるということ念頭に置き、引き続き下請事業者等が相談しやすい環境作りに取り組んでいただきたい。【東北】

- ・ 政府が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を公表したことは、重要な意義があった。取引においてフリーランスに不利な条件を飲ませるような事案については、厚生労働省が労働法制で解決すべきという意見もあるが、委託者とフリーランスとの間の契約の中に競争政策をどのように織り込んでいくかという視点が重要である。委託者に対するメッセージ性の強いガイドラインがあれば、良い政策提言にもつながるのではないか。また、相談事例や一般論でのガイドラインよりも、問題のある契約書そのものを示してもらう方が、事業者にとっては分かりやすいだろう。【関東】
- ・ 大企業と中小企業との共同開発や知的財産における契約について、基本契約書の草案は、通常、大企業が作成するため、大企業に有利な内容となっている。当初の契約内容に問題があるとして弁護士が中小企業にアドバイスしたとしても、大企業側が契約の内容を変えてくれるかというところかなり厳しい状況にあるし、中小企業側にとっては、そもそも契約できずに仕事が無くなる危険性があるため、不利な契約内容でも受け入れざるを得ないという実態がある。契約自由の原則との兼ね合いがあるが、新規契約のスタートの場面で片務的な取引を押し付けてくるようなことをどう改善していくかというのがなかなか難しい。【四国】
- ・ フリーランスは、取引先に対して弱い立場になりやすいだけでなく、事業者なのか労働者なのか曖昧な部分もあるところ、政府が省庁横断的に問題解決に向けて取り組んでいることは良いことであり、適切な法整備がなされることを期待する。【沖縄】

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者を取り巻く法律が整備されているが、規制が本格化したとまではいえず、各事業者の自主的な取組に期待を示す方向で落ち着いている状況である。継続的にデジタル・プラットフォーム事業者に関する取引実態や利用状況の調査が行われ、デジタル・プラットフォーム事業者への規制が強化されることを期待している。【関東】
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者との契約は、外部から見えにくいと

いう特徴がある。実態調査などを通じて、どのような契約に、どのような問題があるのか、できるだけ社会に伝わるように公表するよう工夫していただきたい。また、デジタル分野における実態調査の結果を公表した後は、それで終わるのではなく、その後のフォローアップもしっかりと行ってもらいたい。【近畿】

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者は、地方の事業者にも必要不可欠なものとなっている。事業者からすれば、デジタル・プラットフォーム事業者と取引しなければ事業活動が困難になるため、多少無理な契約条件でも受け入れざるを得ない場面や、契約条件の変更を申し入れても聞き入れてもらえない場面が増えることが予想される。そのため、これからもデジタル・プラットフォーム事業者の動向について、監視の目を光らせてもらいたい。【四国】
- ・ デジタル化の進展によってこれまでになかった競争政策上の問題も多く顕在化してきている。これらの問題に対応するためにも専門性の高い人材の育成や外部の専門家の採用に力を入れるべきであると思う。【沖縄】

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 自動車業界は、ガソリン車から電気自動車への大きな変革期にあり、異業種の事業者が参入してくるなど誰がライバルなのかも分からない状況である。また、世界市場で競争するため、国内の自動車メーカーが合従連衡する可能性もあるだろう。公正取引委員会には、自動車業界に関して、足下の状況だけでなく、10年、20年先を見据えた議論をお願いしたい。【中部】
- ・ フリーランスの労働市場の適正化、人材の流通市場の適正化のために、転職サイトの実態を調査する必要がある。転職サイトの手数料の仕組みについて全国的な実態調査をしていただきたい。【中国】
- ・ 最近の国際情勢を受けて、発電に必要な燃料が高騰した影響などにより、新電力が電力市場から相次いで撤退していること等によって、一時期は進んでいたように見えた電力業界の競争が無くなり、利用者と旧一般電気事業者の間で価格交渉ができなくなっていると感じている。【九州】
- ・ 公正取引委員会の実態調査報告書は、専門性が高く難しい。実態調査報告書に記載されている提言等が、消費者にとってどのようなメリットに繋がるのかを分かりやすく発信してもらえると、国民の注目も高まるのではないか。【沖縄】

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公正取引委員会は幅広い取組を実施しており、中小企業の集合体である経済団体としては期待している。公正取引委員会には、この取組の成果が我々に体感できるよう頑張ってもらいたい。
- ・ 「エンフォースメント」や「アドボカシー」といった言葉から、公正取引委員会が何をしたいのかが伝わってこない。広く国民に公正取引委員会の考えや取組を知ってほしいということであれば、もう少し分かりやすい表現に変えた方がよい。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北海道では農協の事業規模が大きいところ、立場の強いものもいる。大規模な酪農家は農協よりも利益の出る取引先に出荷したいと考える場合がある。一方、農協は小規模酪農家も含めた北海道全体の酪農家の経営を成り立たせている面がある。酪農家の経営を成り立たせるための取組は、酪農家の利益追求の観点から出荷先を自由に選べるようにする競争政策とはなじまない。農協と競争政策との折り合いをどうつけるかが難しい。
- ・ 自治体が発注する公共工事の中には、予定価格に原材料や燃料費、労務費といったコスト上昇分を適正に反映していないものがあるため、地元事業者が受注できても利益が出ない状況となっている。発注する自治体には、コスト上昇分を加味した予定価格を設定してもらいたい。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ カーボンニュートラル、脱炭素社会ということが地球規模の課題となっている。SDGsへの取組に参加する企業が多く見られるところ、環境問題に配慮した製品を製造するにはコストが掛かるので、大企業が下請事業者、中小企業を締め付けることがないように、公正取引委員会には下請法の執行強化をお願いしたい。
- ・ トラック業界は、燃料費、労務費等のコスト上昇分について運賃に転嫁しにくい業界である。荷主は、加工食品等を北海道から本州の大消費地へ輸送するところ、小売価格を引き上げられないことから、運賃を抑えようとし、運送業者からの運賃の値上げ、すなわち、コスト上昇分の転嫁の要請に応じにくい状況となっている。このため、公正取引委員会にはこの辺りのことを丁寧に見ていってもらいたい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 大手デジタル・プラットフォーム事業者に対する一連の公正取引委員会の対応は大変良かった。ECサイトを含め、デジタル・プラットフォームは社会的な公共インフラとして一定の価値付けをするべきだと考えている。中小事業者が事業を進める上で、自社に合ったデジタル・プラットフォームを自由に選んでリーズナブルに利用できる環境作りが必要である。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 荷主と物流事業者との運送契約において、フェリーなどの燃油サーチャージが非常に曖昧だという話もある。物流事業者が荷主と交渉しても、結局うやむやにされてしまうであろうから、公正取引委員会においては、重点業種として荷主に対する調査を行っていただきたい。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会がデジタル分野に関して独占禁止法の考え方や実態調査報告書を公表することにより豊富な情報提供を行っているのは、とても良いことである。報告書等で問題となる行為をあらかじめ例示することで、問題点の整理に役立っている。
- ・ DX化やカーボンニュートラルが進展するに連れて、資金面や技術面でこの流れに付いて行けない中小事業者が、一連の取引から排除されることが懸念される。公正取引委員会には、このような問題を背景として中小事業者が不当に取引から締め出されることがないように十分注視してほしい。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 秋田県においては、親事業者と下請事業者の関係は、下請事業者の立場が一方的に弱いというわけではないように思われる。両者はお互い一緒に課題に取り組もうという意識が強く、親事業者がおかしなことをすれば地元での評判を落として誰も相手にしないようになる。そのため、親事業者が下請事業者にしわ寄せをするようなことは少ないのではないかと。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 公正取引委員会が、令和4年12月に、価格転嫁が十分に行われていないと思われる事業者の名称を公表したところ、これはそれなりに効果があることだと思う。一定の基準に基づいて事業者名を公表しているものだと思うが、引き続き透明性のある運用を行ってほしい。
- ・ 親事業者等との取引において何かあった際に、公正取引委員会に相談するのは正直難しいと感じている。公正取引委員会への相談・申告は、親事業者等と決別する覚悟がないとできないことであるので、それを考えるとなかなか厳しいのではないかと。匿名でも情報提供できるとのことだが、親事業者に知られるかもしれないという不安や懸念が下請事業者等にはあるということを念頭に置き、引き続き下請事業者等が相談しやすい環境作りに取り組んでいただきたい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 日本は欧米に比べてデジタル化が遅れている。そのため労働者分配率の下落等は今のところ深刻な状況になっていないが、近いうちに欧米と

同じことが起こると思う。デジタル化が遅れているからこそ、先に欧米で生じた問題を参考にして事前規制の内容を検討することができるのではないか。

- ・ ドラッグストア業界では、規制改革の流れと安心・安全の確保のバランスが問題となっている。Eコマースの進展によって、従来、県内での競争に留まっていたものが、全国の同業者との競争に変わってくるなど市場の範囲が拡大している。ドラッグストア業界は、事業者が規制当局の政策より先を走っている印象である。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 報道される記事の内容を見ると、公正取引委員会は、行為の内容をイメージしやすい事件のほかにも、クレジットカードの手数料についての実態調査といった、国民の目が余り向かない、分かりづらい分野についても調査をしている。そのような取組は非常に素晴らしいと感じた。公正取引委員会が調査を行うことによって国民が気付くこともあると思うので、引き続き、国民が理解しやすい分野と共に、大事ではあるが国民の関心が向きづらい分野についても目を光らせていただきたい。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 法執行・法的措置の基本は排除措置命令であるが、排除措置命令の件数が少ないのは残念であり、事件の審査能力や処理能力の若い職員への受け継ぎも懸念される。また、確約計画の認定は、違法・適法の判断をせず、公表される事実が簡潔であるため、アカデミックな観点から分析が深まることはない。研究者の立場からすれば、公正取引委員会の考え方を可能な限り明らかにしてほしい。
- ・ 日本は、経済成長一辺倒から持続可能な社会へと向かう転換期にある。公正取引委員会は、これまで、日本経済が成長する中で活動してきたが、社会の転換を受けて、これからは役割が変わるのではないか。その意味でも、様々な分野で実態調査・政策提言を進めていくということは、新しいチャレンジとして評価できる取組であると思う。
- ・ 公正取引委員会のクレジットカードの実態調査が一つの契機となって、クレジットカードのインターチェンジフィーの標準料率が公開される運びとなったことは、消費者としても非常に良いことだと思う。このような、消費者からみて不透明な取引の仕組みを公正取引委員会が解明してくれることを期待している。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地方は車社会であり、乗合バスの全体的な需要は減っているものの、高齢者の足として一定の需要がある。バス事業者は、不採算路線からは撤退したい一方、交通インフラとしてサービスを提供する義務があるので、需給のバランスで経営が難しい面がある。その点、特例法の施行により、不採算路線を複数の乗合バス事業者で共同して運行することが可能となったため、利用者にとっても事業者にとっても双方にメリットが生じることとなり、地域にとって歓迎される施策を実施してもらえたと思う。
- ・ 公共システムの入札では、調達側のシステム費用の要件の整備や、それに対応する発注者側の職員の能力が不十分であり、単純な競争入札では適切なシステム導入ができない状況にある。ベンダーロックインを回避する必要があることは理解できる一方、複数のベンダーが構築した既存システムについて、ベンダーが連携や統合化しながらシステム運用をする際には、少なからず技術的な問題も生じると考えられる。また、公共データを扱うという観点から、セキュリティも重視する必要がある。
今後、発注者や運用側での専門性が更に重要になると予想され、競争

政策とトレードオフになるような事柄も出てくると思われるため、公正取引委員会においては、そういった点も踏まえた上での研究、検討を深めていただきたい。

3 中小企業の取引適正化 / 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 公正取引委員会等は「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」を公表しているが、小規模事業者への十分な周知をお願いしたい。また、公正取引委員会に相談したことを取引先に知られてしまうと取引に影響が出てしまうため、小規模事業者は声を上げることがどうしても躊躇する。公正取引委員会に相談するかどうかは、匿名性の担保が重要である。
- ・ 政府が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を公表したことは、重要な意義があった。取引においてフリーランスに不利な条件を飲ませるような事案については、厚生労働省が労働法制で解決すべきという意見もあるが、委託者とフリーランスとの間の契約の中に競争政策をどのように織り込んでいくかという視点が重要である。委託者に対するメッセージ性の強いガイドラインがあれば、良い政策提言にもつながるのではないか。また、相談事例や一般論でのガイドラインよりも、問題のある契約書そのものを示してもらう方が、事業者にとっては分かりやすいだろう。
- ・ 公正取引委員会は、下請法違反行為の摘発に加えて、下請法・独占禁止法違反が多く認められる業種に対し、法令遵守状況の自主点検の実施を要請したと承知している。違反行為を防ごうというこのような取組は非常に重要だと思う。引き続き、強く法令遵守を訴えていってもらいたい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ データエコノミーが活性化する中、個人情報保護や、既存のデータの利用により新たに生まれたデータの利用権限はどうかといった観点など、データ市場においては課題が複雑化していくと予想している。データは経済の推進力になる一方で、競争政策上の重要な問題も内在していると思う。他省庁とも協調の上、データの市場に関するガイドラインの策定等を行ってほしい。
- ・ 「モバイルOS等に関する実態調査報告書」で示された今後の取組については、日本だけで進めても意味がないのではないかとというのが第一印象であった。モバイルOS提供事業者やアプリストア運営事業者に対し

て措置を採るのであれば、国際的に時期と歩調を合わせて、連携を取って一斉に行わないと意味がないと思う。是非とも密接に国際連携を取っていただきたい。アジアの中でも、日本が主導して問題解決に臨むことができたらよいと思う。

- ・ ニュースサイトに関するデジタル・プラットフォーム事業者との取引に関して、メディア各社は取材にコストを掛けている一方、デジタル・プラットフォーム事業者はそのニュースを掲載するだけであり、メディアに対して支払われる対価の額が適切なのか疑問に感じる。対価の算定方法に関して透明性がない。デジタル・プラットフォーム事業者とメディアの双方が納得のいく価格交渉ができるような環境の整備が望ましい。
- ・ デジタル・プラットフォーム事業者を取り巻く法律が整備されているが、規制が本格化したとまではいえず、各事業者の自主的な取組に期待を示す方向で落ち着いている状況である。継続的にデジタル・プラットフォーム事業者に関する取引実態や利用状況の調査が行われ、デジタル・プラットフォーム事業者への規制が強化されることを期待している。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 競争政策上の課題に関する実態調査が必要なのは、エネルギーの分野ではないか。エネルギーは、ライフラインであり、他から調達できるわけではないのだから、料金の仕組みには透明性があるべきだと思う。
- ・ 新しいテーマとして、いわゆるグリーンウォッシュの問題に関する調査を実施してはどうか。
- ・ 我が国において、経済成長が鈍化し、社会の在り方が変わっていく中では、中小企業の支援、新産業の育成等の施策が重要になってくる。ユニコーン企業を育てていこうという機運もある。そのようなニーズがあるので、新規株式公開に関する実態調査のような取組はどんどんやってほしい。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 実態が労働者であるフリーランスに対しては労働法が適用される一方、事業者性のあるフリーランスに対しては、独占禁止法が適用される。フリーランスの取引を巡る問題に対しては、今後積極的に踏み込んでいく必要がある。多様化するフリーランスの取引実態を掴みつつ、競争政策に目を向けていくことが重要である。
- ・ 独占禁止法や下請法について他人事であると考え、違反行為を行っている自覚がない事業者が多いように思われる。このような事業者にガイドライン等が公表されていることを知ってもらうためにも、広報活動を強化するべきである。
- ・ 消費者が商品・サービスに関する情報を見極めるために、より多くの事件を調査し、公表していただきたい。どのような措置を採ったかを公表するだけでなく、法律違反となった行為について、消費者が損をしないためにはどのような情報に注意を払えばよいのかを分かりやすくPRすべきである。
- ・ 公正取引委員会からの調査票の中に、手形サイトに関する質問があった。取引先の手形サイトは長かったため、決済条件を見直す予定があるか確認をしたところ、取引先自らが元々120日のサイトの手形であったものを現金払に見直してくれた。調査票をきっかけに、取引先においても支払条件の改善に対応してもらえているとの実感を持っている。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 農協や漁協は、組合員に対する信用事業において、銀行等の金融機関と競争関係にあるが、組合員としては、事業全体に対するサポートがある農協や漁協からの融資の方がメリットを感じやすいのではないかと。銀行等としても、天候デリバティブのような商品はあるものの、農業や漁業のように天候に左右されやすい業務はリスクが大きいため、手を出しづらく、組合員のニーズを発掘することも難しい。
- ・ 地域交通については、例えばコミュニティバスの入札にはそもそも1社しか参加しないとといった状況がある。地域の実状、つまり、人もいないしバス事業者もいないという状況を踏まえて、競争政策と不整合になる部分を検討していく必要がある。この意味では、地域のバス事業に関する独占禁止法の適用除外制度は必要な制度であったと考えている。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 下請事業者は、実際に不利益を被った後で、独占禁止法の優越的地位の濫用や下請法違反行為に対する規制のことを知る場合が多いと思う。説明会を開催しても、下請事業者に当事者意識がないと、難しい法律の話聞いたというだけで終わってしまい、身近な問題として記憶に残らない。このため、説明会では、下請事業者に興味を持ってもらうために、事件を担当した方の話や、価格転嫁拒否に関する実例を説明するとよいのではないか。
- ・ スタートアップとその取引先との関係では、両者に力の差があるので、不利益を受けても、表沙汰にしたくないとか、今は我慢していずれ大きな果実を取ろうと考えるスタートアップも多いと思う。スタートアップに対する取引先の違反行為に関しては、事後規制よりも未然防止が非常に大事である。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ ベンダーロックインの問題については、昔からある問題がまだ続いているという印象を持った。各地方公共団体は、デジタル化を進めているが、システムについては、競争性を確保しないと言いきりの値段になってしまうことが多い。地方公共団体の財政は厳しい状況が続いているので、ベンダーロックインを回避するためのノウハウの提供など迅速な対応・支援が必要である。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 制服の仕様の指定の問題点について、公正取引委員会が説明会を開催するなどすれば、学校もメーカーも独占禁止法上の問題点を理解することのできるため、違法行為に対する抑止力となる。実際に、愛知県の制服カルテルも業界で話題になった。公正取引委員会には、学校が行う制服の仕様の指定、メーカーの選定方法等について調査してほしい。
- ・ 自動車業界は、ガソリン車から電気自動車への大きな変革期にあり、異業種の事業者が参入してくるなど誰がライバルなのかも分からない状況である。また、世界市場で競争するため、国内の自動車メーカーが合従連衡する可能性もあるだろう。公正取引委員会には、自動車業界に関して、足下の状況だけでなく、10年、20年先を見据えた議論をお願いしたい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 最近の公正取引委員会は、YouTube、Twitter等、SNSを利用して分かりやすい情報発信を行おうとしている努力が感じられる。このような広報活動を継続してほしい。
- ・ 大阪については、原材料価格の高騰分について価格転嫁に応じてくれる取引先が比較的多い。例えば、主要取引先である大手農機具メーカーは、取引先事業者に対して「きちんと価格転嫁をしてください。当社の調達担当で価格転嫁を認めない者がいる場合、直接社長宛てに連絡してください。」といった社長名の手紙を送ってきた。その結果、当社を含め当該大手農機具メーカーと取引をしている事業者は順調に価格転嫁を行うことができた。このような企業が出てきたのも公正取引委員会などの活動のおかげではないかと思っている。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 最近では、食品メーカーからの値上げ要請が多くあり、食品スーパーはそれに応じざるを得ない状況である。しかし、消費者は1円の差に敏感であり、販売価格が他の小売店より1円でも高いと、安い小売店に流れてしまう。食品スーパーにとって、食品メーカーによる値上げ分をそのまま小売価格に転嫁することは、売上げへの影響が大きいため非常に難しい。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 取引先との価格交渉においては、原材料費の増大はコストアップ要因として認められても、労務費の上昇分は認めてもらえない。
また、環境保護に対応した事業を行うための投資についても、取引先から、その投資分を価格に転嫁することを認めてもらうのは困難である。
労務費や環境に配慮した事業を行うための投資に基づくコストアップ分を取引価格に転嫁してもらうため、公的機関による何らかの援助などが必要ではないか。
- ・ 昨今の原材料等のコスト高を考慮すると、なかなか中小企業の価格転嫁が進んでいないと感じる。価格転嫁が認められたとしても受注量が減ってしまうおそれがあるため、価格転嫁することに二の足を踏んでしまう中小企業が多いようである。また、エネルギー価格等の高騰は、客観的な指標があるため、全ての事業者の間である程度共有されている一方、人件費についてはほとんど価格転嫁が認められていない。サプライチェ

ーン全体において、人件費を見直す習慣がないというのが問題だと考える。

- ・ 買ったときに関する下請法の運用基準のうち、「価格の交渉の場において明示的に協議することなく」の意味がよく分からない。この部分について、誰がどのように協議するのかもう少し具体的に考え方を記載するようにしてほしい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者との契約は、外部から見えにくいという特徴がある。実態調査などを通じて、どのような契約に、どのような問題があるのか、できるだけ社会に伝わるように公表するよう工夫していただきたい。また、デジタル分野における実態調査の結果を公表した後は、それで終わるのではなく、その後のフォローアップもしっかりと行ってもらいたい。
- ・ サブスクリプションが流行っているが、その中に、主に高齢者をターゲットにして、介護の問題やパソコンの使い方などについて専門家が相談に乗るサブスクリプションサービスがある。お試し期間であるとの表示があったため申し込んだところ、「お試し期間が終了すると自動的に契約が継続される」旨が約款に細かい字で記載されており、電話をしても日本語が通じないとか、簡単に解約できない状況であったというトラブルが報告されている。消費者問題についても公正取引委員会には積極的に関与してほしい。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 情報システムに関する取引については、建設業界などと同様、多重下請構造になっていることや、ベンダーと発注者である官公庁の担当者との間の知識差が大きいことが特徴である。我が国においては、官公庁ごとにシステム調達を行っているが、欧米のように国や自治体からの発注を集約化できるように検討すべきだと思う。
- ・ 自動車のサプライチェーンの3次・4次のサプライヤーは、自動車のEV化による部品需要の減少に加え、原材料の高騰、価格転嫁の困難に直面しており、経営環境が厳しくなっている。価格転嫁の状況について自動車のサプライチェーンの実態調査をするとよいと考える。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 2024年から、自動車運転業務にも時間外労働の上限規制が適用されるため、運輸業界においてはトラックの運転手不足で厳しい状況になると予想されているが、運賃の値上げについては荷主の理解が得られない。公正取引委員会から荷主や元請物流事業者に対し、燃油価格高騰分の価格転嫁が行われるようしっかりと働きかけを行ってほしい。
- ・ 独占禁止法教室における公正取引委員会職員の経験談・実体験のコメントが、公正取引委員会に対する興味や志望する要因になったようで、生徒から非常に好評であった。そのため、学生向けの広報活動は今後も続けていただきたい。
- ・ 公正取引委員会には、消費者教育に力を入れていただきたい。消費者が商品を購入する際に気を付けるべきこと等を、セミナーを通じて周知してほしい。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 地方の公共交通機関を交通インフラとしてどう残していくのかが、社会問題となっている。公正取引委員会には、社会変化に応じて、競争が必要な部分と協力が必要な部分の洗い出しをしていただきたい。競争が行われて公共交通機関が減少して、地域の利便性が損なわれれば本末転倒なので、双方のバランスをとりつつ、社会全体で最大の利益が出るような政策を実施してほしい。
- ・ 公共交通機関におけるデジタル化について、バス、電車等の交通系ICカードは、事業者間の過度な競争の結果、現状、地域や事業者ごとに機能が異なるものが発行されており、また、これらに互換性がないため、利用者の視点から見ると不便となっているのではないかと。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 買ったときについては、違法とされない単なる値引き交渉との間の線引きが難しい。しかし、メーカーから一方的に要求される理不尽なことには、公正取引委員会にも積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ フリーランスは、口頭で契約を結ぶことが多く、発注者からの書面交付が行き届いていない。フリーランスは発注者に不満を言いにくく、不利益を被らざるを得ないような状況が続いている。また、発注者とLINEだけでやりとりを行い、その後メッセージの内容を消去されてしまい、不利益の証拠が残らなかったというような事例もあると聞いている。公正取引委員

会における今後のフリーランス保護の対応に期待している。

- ・ 国が原材料費の高騰分の価格転嫁を推奨しているため、値下げ要求の圧力に屈して泣き寝入りをするようなことは、昔ほど多くはない。しかし、まだまだ下請法違反、優越的地位の濫用が疑われる行為を行っている事業者が多い。下請法違反、優越的地位の濫用に対する規制には、今後も力を入れていただきたい。
- ・ 下請法違反の疑いを公正取引委員会に情報提供することについては、情報提供者が特定されて親事業者から不利益な取扱いを受けないかという匿名性の担保に対する不安の声もあった。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ ベンダーロックインについて、現在、地域DXを振興している中で、一番のネックは縦割り行政である。様々なシステムが部署ごとに動いており、それらを連携させていこうとする際に、各システムを構築したメーカーが違くとそれぞれのシステムを繋ぐ部分の作業ができない。システム間に横軸を通し、各システムが連携できるようにすべきである。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ フリーランスの労働市場の適正化、人材の流通市場の適正化のために、転職サイトの実態を調査する必要がある。転職サイトの手数料の仕組みについて全国的な実態調査をしていただきたい。
- ・ 日本には温室効果ガス排出量の削減義務が課せられている。この削減義務は、原材料を工場まで輸送する際や、完成品を消費者に届けるまでの輸送については、課されていない。今後、これらの部分についても温室効果ガスの排出量を削減する取組が行われると、フェリーを用いた海運事業者の利用価値が上がると考えている。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会には、法執行を活発にさせていただきたい。政策立案の分野での実態調査の実施やガイドライン等の作成が重要であることは理解しているが、事例研究に必要な先例を作るという意味で、確約手続や打切りではなく、違反の認定を行う排除措置命令を増やしてもらいたい。
- ・ 最近の公正取引委員会は活動が多岐にわたっている反面、その活動内容が世間に正確に伝えられているのかという疑問もある。最近の実態調査などについても、社会的ニーズの高いタイムリーなものをせっかく取り上げているので、例えば広報の専門業者を活用するなどして、複雑な内容をいかに一般向けに分かりやすく説明するかが重要である。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 四国で発生した農協の事件をきっかけに、様々な地域の農協で、組合員との取引に関する考え方を改めなくてはという話が出てきた。しかし、独占禁止法に関する知識がまだまだ足りないというところも感じるのので、講習会を開催するなどして、農協への普及活動を積極的に行っていただきたい。また、最近では、生産者の農協離れが進んでいる。このような方には農協からは情報が入らないので、こういった方への独占禁止法の広報の仕組みを構築いただくことをお願いしたい。
- ・ 特例法に関して、消費者のメリットを第一に考える必要があり、地域の金融機関や交通機関の合併、寡占化等によって必要以上に価格が引き上げられるようなことがないよう、公正取引委員会がしっかりと監視すべきである。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 大企業と中小企業との共同開発や知的財産における契約について、基本契約書の草案は、通常、大企業が作成するため、大企業に有利な内容となっている。当初の契約内容に問題があるとして弁護士が中小企業にアドバイスしたとしても、大企業側が契約の内容を変えてくれるかというところかなり厳しい状況にあるし、中小企業側にとっては、そもそも契約できずに仕事が無くなる危険性があるため、不利な契約内容でも受け入れざるを得ないという実態がある。契約自由の原則との兼ね合いがあるが、新規契約のスタートの場面で片務的な取引を押し付けてくるようなことをどう改善していくかというのがなかなか難しい。
- ・ 徳島県内の中小企業・下請事業者の中にも買いたたきをされている事

例があると思われるが、具体的な事例は表面化していない。こうした状況をみると、中小企業・下請事業者が公正取引委員会の取組を知っているのか疑問に感じる。公正取引委員会の取組を、知ってもらい、内容を理解してもらい、十分に活用してもらわなければ意味がないことから、より中小企業・下請事業者に気を配った広報を行うべきではないか。

- ・ インボイス制度に関連して、免税事業者であるフリーランスが、取引先から、課税事業者にならなければ取引を停止するなどの要求を受ける事態が懸念される。しかし、フリーランスの中には、インボイスの発行が面倒であるなどの理由で、課税事業者になることに否定的な者もいる。そのようなフリーランスが不当に不利益を被ることにならないよう、監視してほしい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者は、地方の事業者にも必要不可欠なものとなっている。事業者からすれば、デジタル・プラットフォーム事業者と取引しなければ事業活動が困難になるため、多少無理な契約条件でも受け入れざるを得ない場面や、契約条件の変更を申し入れても聞き入れてもらえない場面が増えることが予想される。そのため、これからもデジタル・プラットフォーム事業者の動向について、監視の目を光らせてもらいたい。
- ・ デジタル・プラットフォーム分野においては、確約手続が一定の成果を上げている。しかし、確約手続の場合には違反行為が認定されないというデメリットもあると考える。また、世界的なデジタル・プラットフォーム事業者については、国際的な枠組みの規制が必要である。
- ・ 旅行業界における宿泊予約の方法は、OTA経由が主流となっている。今後OTA事業者の寡占が進んでいけば、OTAに支払う手数料は高く設定されることも考えられる。宿泊業者としては、今後もOTA経由の宿泊予約に頼らざるを得ない状況であり、新型コロナウイルス感染症の収束後のインバウンド復活に当たって、OTAの動きに注視していく必要がある。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ デジタル分野における独占禁止法の執行、運用について、私的独占と不公正な取引方法のみでは限界がきていると考えている。私的独占は、主に市場シェアの高い事業者を対象としているため、違反認定の壁が高く、不公正な取引方法の規制との間が広がりすぎているように感じる。

例えば、特殊指定として、複数の市場で競争を阻害する行為を行っている事業者を効果的に規制できるようにすることも考えられる。

- ・ サブスクリプションサービス等について、事業者が一方的に価格改定を行っていることがある。このような一方的な価格改定について、競争政策上の問題とすることはできないか。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 企業結合を認定した後の影響等について、以前行っていたような事後レビューをもっと積極的・定期的に行うべきと考える。どのような判断基準で、どの案件を審査の対象としたのかという点を積極的に公表するなどして、透明性の高い事後レビューを実施する必要がある。
- ・ 公正取引委員会の説明は、カタカナ言葉、横文字が多くて難しい。横文字を分かりやすく説明しないと、中小企業の経営者は読まない。せっかく様々な資料を作っているのに非常にもったいない。
- ・ 燃料費や原材料費の値上げを理由に様々な商品で値上げが行われているが、便乗値上げや価格カルテルが発生していないか心配であるので、しっかり目配りをしてほしい。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 銀行の合併の影響で、町中にあるATMの数が半分になり、利便性が低下したと聞いた。公正取引委員会は、ATMの設置に関する条件を付けて銀行の合併を進めるべきであったと思うが、事業者の業務内容にどこまで口を出してよいのか、線引きが難しいとも感じる。合併によるサービスの低下をどのようにして防ぐかについては考えていく必要がある。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 我が商工会議所においては、会員の取引先に対する価格転嫁の状況を毎月調査しているところ、「価格転嫁できている」と回答した会員よりも「価格転嫁できていない」と回答した会員が多く、「検討中」と回答した会員が一番多い状況である。「価格転嫁できていない」と回答した事業者については、交通運輸分野が最も多く、次に飲食分野が多かった。
- ・ 昨今の原材料価格の上昇に関して、当社は、取引先である一次下請事業者に対して一定程度価格転嫁ができている。他方、その一次下請事業者は取引先である親事業者に対して価格転嫁ができていないと聞いている。取引先である一次下請事業者が倒産してしまうと、当社も無傷ではいられない。サプライチェーン全体で価格転嫁できるよう目配りをしてもらいたい。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル広告の分野について、表示順位のアルゴリズム等に関して不可解に思う点がある。デジタル・プラットフォーム事業者側のいうアル

ゴリズムどおりであれば、「この広告が上位に来るのは不自然ではないか。」と感ずることがある。

- ・ DXの浸透などにより、取引形態が多様化している。それに伴い、新しい取引形態が不公正な取引方法に該当するかどうか判断できないことが増えている。例えば、クラウドの発展によりクラウドへの接続は必須となっているが、クラウドの利用に係る料金の内訳が分かりにくく、不当に搾取されている懸念がある。また、デジタル・プラットフォームについて、運営事業者、利用事業者及び消費者が、それぞれ負担している費用がよく分からないため、運営事業者が不当な利益を徴収していないか不安である。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 最近の国際情勢を受けて、発電に必要な燃料が高騰した影響などにより、新電力が電力市場から相次いで撤退していること等によって、一時期は進んでいたように見えた電力業界の競争が無くなり、利用者と旧一般電気事業者の間で価格交渉ができなくなっていると感じている。
- ・ 我が県では、病院の統廃合が相次いで起きている。我が県の人口は全国水準で見ると決して多くないにもかかわらず、我が県の中に出生児数が日本一になる病院があるような状況である。地方における病院の寡占・独占の状況やその弊害の有無について調査してみてもどうか。
- ・ 調剤薬局は医薬品を調剤して提供することで経営を維持しているところ、中規模以上の病院の周辺には複数の調剤薬局があるが、小さい病院には調剤薬局が一つしかない。この点、一つの小規模の病院だけで事業を継続できる理由が分からない。調剤薬局の実態調査は興味深いのではないか。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会の存在を知っている事業者はそれなりにいるだろうが、何かあった場合に頼ってみようと思う事業者は少ないと思う。今後も、様々な活動を通して存在をアピールすると同時に、ニュースに取り上げられるような違反事件の摘発についての発信を意識するなどして、事業者を始め国民に頼られる存在になるように活動いただきたい。
- ・ 環境問題等の持続可能性のある社会の実現に向けた取組に関する活動など、一見、公正取引委員会と関係なさそうな分野へ積極的に取り組むことは良いことである。なぜなら、これまで環境問題に関心があっても公正取引委員会には関心がなかった人の目に留まる可能性が高まり、結果として公正取引委員会の活動や理念を知ってもらうきっかけになるためである。

2 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 沖縄は小規模事業者が多く、各種の制度改革への対応に苦慮している事業者が多い。手取り足取りとまでは言わないが、小規模事業者に向けた丁寧な情報発信や勉強会を開くなど、頑張ろうとしている事業者を取り残さない活動を政府にお願いしたい。

3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制について

- ・ 表記の違いからくる勘違い・間違いなどによる事業者間トラブルの回避、税金関係の事務処理のミス軽減、事業者の業務効率の向上のために発注書面等の仕様を国が主導して共通化してもらえないか。
- ・ フリーランスがセミナーや教材販売といった詐欺まがいのトラブルに巻き込まれるケースがここ数年で増えている。フリーランスとして事業を行っていれば、詐欺のような行為であってもB to B取引なので消費者センターで対応することができない。特に事業を始めたての半分消費者のような個人事業者がトラブルを多く抱えていると感じている。
- ・ フリーランスは、取引先に対して弱い立場になりやすいだけでなく、事業者なのか労働者なのか曖昧な部分もあるところ、政府が省庁横断的に問題解決に向けて取り組んでいることは良いことであり、適切な法整備がなされることを期待する。

4 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 新聞・雑誌・テレビに代表される「マスコミ」とデジタル・プラットフォーム事業者である「デジタルメディア」は、対立する者同士と捉え

られがちだが、デジタル・プラットフォーム事業者は基本的にコンテンツを作らないという大きな違いがある。互いに協業関係にある部分もあるため、デジタル・プラットフォーム事業者が必ずしも悪者だとは思わないが、「取り分」については調整が必要なかもしれない。

ウェブニュースに関しては、ニュースポータルサイト上での1クリックで得られる収益はごく僅かであり、ユーザーにそこから自社のニュースサイトに飛んでもらうことでようやく正当な広告収入を得ることができる。このような仕組みのため、各社の注目記事は、ユーザーが閲覧してくれそうな芸能や悲惨な事件ばかりになる。報道機関としては、国民に伝えたい情報と載せたい情報に乖離があり、葛藤が生じている。

- ・ デジタル化の進展によってこれまでになかった競争政策上の問題も多く顕在化してきている。これらの問題に対応するためにも専門性の高い人材の育成や外部の専門家の採用に力を入れるべきであると思う。

5 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会の実態調査報告書は、専門性が高く難しい。実態調査報告書に記載されている提言等が、消費者にとってどのようなメリットに繋がるのかを分かりやすく発信してもらえると、国民の注目も高まるのではないか。
- ・ 公正取引委員会において携帯電話端末の実態調査を行っているとのことだが、端末の1円販売といった不当廉売が疑われる販売方法が続いており、公正な競争を阻害するものと思っている。こうした取引慣行の調査を継続し、実態を明らかにしていただきたい。